

保護者の皆様

府中市教育委員会

## 学校再開における児童・生徒等の対応等について（内容の一部追加）

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

学校再開に当たり、各学校においては、感染予防対策を継続して実施してまいりますが、御家庭におかれましても、毎朝の検温等、引き続きお子様の健康状態の確認をお願いします。

さて、学校再開に当たり、お子様が安心して登校できるようにするため、出欠席等について、次のとおり対応してまいりますので、御確認くださいますよう、よろしくお願いします。

### 1 児童・生徒等への対応等について

#### (1) 医療的ケアが日常的に必要なお子様について

- ① 医療的ケアが日常的に必要なお子様については、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、個別に登校の判断をお願いします。
- ② 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高いお子様についても、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をお願いします。
- ③ 主治医等に相談の上、登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として扱います。

#### (2) 発熱等の風邪の症状がある場合等について

- ① 登校前に、お子様に発熱等の風邪の症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養するようにして、掛かりつけ医等への受診等をお願いします。また、お子様に息苦しさ（呼吸困難）や、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状のいずれかがある場合は、速やかに学校へお知らせください。
- ② 登校後、お子様に発熱等の風邪の症状が見られる場合には、他の児童・生徒等と接触しないように別室等で待機させ、保護者の方にお迎えにきていただくなどの対応をお願いします。

#### (3) 発熱について

厚生労働省によると、「一般に、37.5度以上の場合は、発熱とみなします。ただし、症状には個人差がありますので、平熱とあわせてご判断してください。」とあります。また、感染事例では、発熱が数日続いた後に解熱した事例や、37度台の発熱と解熱を繰り返す事例があります。

これらのことから、御家庭で健康観察表を記入・確認する際は、37.5度以上という基準にとらわれず、平熱と比べてどうか、登校日以前に発熱がなかったか、その他の症状がないかなどの視点から、お子様の状況を確認してください。

#### (4) 感染症の予防上、お子様を出席させなかつた場合について

お子様に発熱等の風邪の症状が見られない場合でも、保護者の方や御家族の方で、発熱等の風邪の症状があるなど、お子様を介して他の児童・生徒への感染の心配がある場合などは、各学校へ御相談ください。

また、各学校においては、マスクの着用や手指の消毒、換気の徹底などの感染症の予防対策を行いますが、感染予防のために欠席する場合は、欠席扱いとしないなどの配慮をしてまいります。お子様を登校させるに当たり、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合などは、各学校へ御相談ください。

## 2 学校において感染者等が発生した場合の対応について

### (1) 児童・生徒等の感染者が発生した場合

① 児童・生徒等の感染が判明した場合又は児童・生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童・生徒等に対し、出席停止の措置を取ります。

また、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間（保健所等から具体的な指示があります。）とします。

### ② 校舎内の消毒

児童・生徒等の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の物品を消毒します。

### (2) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童・生徒等や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施します。感染者等の特定後、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広まっている可能性が高いと判断される場合は、学校の全部又は一部を臨時休業とすることもあります。

### (3) 地域等で感染者が発生した場合の臨時休業について

学校で感染者が発生していない場合でも、都内や府中市内において感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生している場合は、学校を臨時休業とすることがあります。

## 3 家庭における感染症予防策の徹底

次のような感染予防策について、御家庭においても、引き続き取り組んでくださいますよう、御協力をお願いします。

### (1) 基本的な生活習慣の徹底

疾病に対する抵抗力を高めるため、御家庭において十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるようにお願いします。

### (2) 手洗いの励行

帰宅時や食事の前後、トイレ使用後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチなどでよく拭き取って乾かす手洗いをお願いします。

### (3) 咳エチケットの励行

登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く）までなど、マスクを鼻と口を覆って着用するようお願いします。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど、咳エチケットを行うようにお願いします。

※本通知は5月29日付の同名通知の改訂版として、下線部について追記したものです。ご確認ください。

[担当]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063

(校内の対応等について)

府中市立府中第五中学校

TEL 042(361)9305